

令和5・6年度浜松市経常建設共同企業体の 入札参加資格審査申請の実施について

令和5・6年度浜松市経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請を実施します。希望する場合は、必要書類を下記期限内に浜松市財務部調達課へご提出ください。

なお、経常建設共同企業体として入札参加資格登録をすると、登録業種については、登録期間中、単独での入札参加ができませんので、ご注意ください。

<経常建設共同企業体とは>

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいいます。

<対 象>

令和5・6年度の建設工事の入札参加資格審査申請を行った者

<構成員数>

3者以内（ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者まで。）

<代表者の要件>

浜松市内に本店を有し、かつ出資比率が最大であるもの。

<出資比率>

経常建設共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、以下のとおり。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上
- (3) 4者の場合 15パーセント以上
- (4) 5者の場合 12パーセント以上

ただし、経常建設共同企業体の構成員に浜松市内に本店を有しない者が含まれる場合における当該経常建設共同企業体の代表者の出資比率の最小限度基準は、50パーセント以上とする。

<登録業種>

建設業法による29業種に浜松市独自の「水道管工事」、「法面工事・落石防止工事」を加えた31業種

<登録期間>

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和5年度当初予算案件から入札参加が可能となります。

<提出書類>

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 経常建設共同企業体協定書の写し
- (4) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書の写し
- (5) 業者情報入力票

<提出先>

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（浜松市役所北館5階）
浜松市財務部調達課工事契約グループ

<提出方法>

郵送または持参

<申請受付期間>

令和5年1月23日（月）から令和5年2月10日（金）

※郵送の場合は令和5年2月10日の消印有効

<申請受付時間>※持参の場合

午前9時から午後5時まで

<その他>

詳細は、浜松市建設共同企業体取扱要綱、申請様式及び申請様式（記入例）
をご確認ください。

<問い合わせ先>

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話053-457-2176

経常建設共同企業体の格付けについて

経常建設共同企業体の格付けについては、令和4年11月に実施した令和5・6年度入札参加資格審査申請にて提出された入札参加資格審査申請書、入力データ及び添付書類により行います。詳細は、工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱をご確認ください。

<総合数値の算定方法>

(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道管工事の場合

総合数値＝経営事項審査を受けて算出された総合評定値 ※¹

＋主観項目配点 ※²

(2) 上記(1)以外の工事の場合

総合数値＝経営事項審査を受けて算出された総合評定値 ※¹

※1 経常建設共同企業体の総合評定値については、構成員ごとの当該総合評定値の合計値を当該構成員の数で除して得た値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）とする。

※2 主観項目配点については、以下のとおり。

項目	配点
①直近2年度に完成した工事成績の平均点	－70点～70点 (平均点以上を加点、平均点の－10点未満を減点)
②直近2年度の優良工事表彰	1ヶ年度：30点、2ヶ年度：50点
③IS09001、IS014001 又はエコアクション21の認証取得	IS09001…10点 IS014001 又はエコアクション21 どちらかを取得…10点
④障害者雇用	10点
⑤入札参加停止	・入札参加停止月数×－10点 ・警告・注意（文書・口頭）－5点
⑥浜松市と災害協定締結	10点
⑦直近2年度における緊急対応のための夜間待機及び休日待機の実績（水道管に適用）	・夜間待機：基礎点10点＋実績加算点（0点～20点） ・休日待機：10点
⑧2（3）年間の完成工事高	経審結果における2（3）年間の完成工事高がない場合 …－50点
⑨暴力団等排除の取り組み	10点 ※新型コロナウイルス感染症の影響による不当要求防止講習会の開催状況を考慮して、令和5・6年度の建設工事の格付け項目から除外します。
⑩再犯防止の取り組み	10点
⑪マイナンバーカード取得の取り組み	10点

① 浜松市における直近2年度の500万円以上の完成工事成績を対象に、個別業種の平均点以上を加点、また平均点から10点を減じた点数未滿を減点するものとし、最大加点70点、減点70点とする。なお、平均点は小数点第2位まで求めるものとし、第3位を四捨五入する。(經常建設共同企業体の場合は、全ての構成員の工事成績の平均点に基づき算定する。)

【例】A社、B社の2者による經常建設共同企業体の場合

(事例1) A社…73点、75点、78点 の3件
B社…74点、77点、83点 の3件 合計6件

全ての構成員の工事成績の平均点
 $(73 + 75 + 78 + 74 + 77 + 83) \text{ (点)} \div 6 \text{ (件)}$
 $= \underline{76.67 \text{ (点)}}$

(事例2) A社…73点、75点、78点 の3件
B社…実績なし 合計3件

全ての構成員の工事成績の平均点
 $(73 + 75 + 78) \text{ (点)} \div 3 \text{ (件)}$
 $= \underline{75.33 \text{ (点)}}$

② 浜松市において直近2年度に優良工事表彰を受けた工種(經常建設共同企業体の場合は、全ての構成員を対象とする。)

【例】A社、B社の2者による經常建設共同企業体の場合

(事例1) A社、B社が異なる年度(1ヶ年度)に表彰を受けた場合
→合わせて2ヶ年度において表彰を受けているため50点の加点

(事例2) A社、B社が同じ年度(1ヶ年度)に表彰を受けた場合
→1ヶ年度のみ表彰を受けているため30点の加点

(事例3) A社が2ヶ年度に表彰を受け、B社は表彰を受けなかった場合
→2ヶ年度において表彰を受けているため50点の加点

③ 審査申請時における取得状況(經常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

④ 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、報告義務のある事業主で法定雇用数以上の雇用：10点
上記の義務のない事業主で雇用：10点
(經常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

- ⑤ 浜松市における直近2年度の入札参加停止の状況（経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。）

【例】 A社、B社の2者による経常建設共同企業体の場合

（事例1） A社が2カ月、B社が1カ月の入札参加停止措置を受けた場合

→合わせて3カ月の入札参加停止のため30点の減点

（事例2） A社が1カ月の入札参加停止措置、B社が文書注意を受けた場合

→合わせて15点の減点

- ⑥ 令和4年度までに浜松市と協定締結済であること。ただし、追加申請の場合は申請時の状況。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

- ⑦ 令和4年4月1日時点で浜松市水道工事課の夜間待機緊急対応名簿に掲載のあること。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

- ⑧ 入札参加資格審査申請時の経審結果を基準とする。（経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。）

【例】 A社、B社の2者による経常建設共同企業体の場合

（事例1） A社、B社ともに経審結果における完成工事高がある場合

→減点しない

（事例2） A社は経審結果における完成工事高があるが、B社が無い場合

→A社とB社を合わせて完成工事高があるため減点しない。

（事例3） A社、B社ともに経審結果における完成工事高が無い場合

→50点の減点とする。

- ⑨ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、入札参加申請の基準日前2年間に責任者講習を受講した場合、10点とする。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

※新型コロナウイルス感染症の影響による不当要求防止講習会の開催状況を考慮して、令和5・6年度の建設工事の格付け項目から除外します。

- ⑩ 再犯防止の取り組みとして、静岡保護観察所に「協力雇用主」の登録している場合、10点とする。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

- ⑪令和5・6年度の格付に限り、雇用期間に定めのない浜松市民の常勤職員（法人においては常勤の役員を、個人においては事業主を含む。以下「常勤職員」とする。）のうち、マイナンバーカード取得者（以下「取得者」とする。）の割合が80%以上（小数点以下切り捨て）の事業者に対し、10点とする。ただし、本加点は申請事業者の宣言によることから、虚偽記載が判明した場合、その時点から当該申請期間において格付け点数を▲20点とする。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）